

第8期八戸市高齢者福祉計画に基づく介護施設等の事業者選定におけるQ&A

	サービス種別	項目	質問	回答
1	共通	応募書類について	居室等面積一覧表に記入する部屋の種類は、すべて記入したほうが良いでしょうか。	居室等面積一覧表（応募書類⑩）については、応募するサービス種別に応じた条例（「八戸市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」「八戸市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」「八戸市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例」）で定められた設備を記入し、それ以外の設備については、設備・備品等一覧表（応募書類⑪）へ記入してください。
2	認知症対応型共同生活介護	応募書類について	今回の応募では、既存のグループホームに対して増床を検討しています。応募書類にある人員の配置や勤務表、その他（備品等）は、増床分の提出でよろしいのでしょうか。または、増床後の配置等を提出するのでしょうか。	認知症対応型共同生活介護の増床の応募に当たっては、設備・備品等一覧表（応募書類⑫）、人員の配置計画書（応募書類⑬）、従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表（応募書類⑭）は、増床分のみ提出となります。
3	共通	建物の基準について	1階部分に応募する介護保険サービス、2階部分に他施設を考えております。1階部分と2階部分が違った施設内容での申し込みは大丈夫でしょうか。	他の施設・事業所との併設については、応募する介護保険サービスの適切なサービスが提供されることを前提に認められます。 ※「過去の事業者選定におけるQ&A（No.12）」参照
4	共通	開設予定地及び建物について	事業開始予定地ですでに、介護保険サービスを行い用途変更も済ませているが、今回改めて各部署への確認作業は必要でしょうか。	各種法令・規制等に適合していることが応募の要件となりますので、担当部署への確認後に応募してください。 ※「過去の事業者選定におけるQ&A（No.3）」参照
5	共通	開発予定地の変更について	建設予定地内での建設場所の変更は可能でしょうか。	応募時の建設予定地内での建設場所の変更（同一敷地内での変更）であって、建物の設計に変更が生じない場合に限り、受付期間終了後の変更を認めます。 ※「過去の事業者選定におけるQ&A（No.4）」参照